

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	重度心身障害者等の医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢原市は障害者福祉システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県伊勢原市長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者等の医療費助成に関する事務
②事務の概要	<p>伊勢原市中心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和47年3月25日条例第20号)に基づき、心身障害者に対して医療費の一部を助成することにより、心身障害者の保健向上と福祉の増進を図ることを目的とする。特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 伊勢原市中心身障害者医療費の助成に関する条例第5条の助成の申請及び医療証の交付等の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務2. 伊勢原市中心身障害者医療費の助成に関する条例第7条の損害賠償との調整に関する事務3. 伊勢原市中心身障害者医療費の助成に関する条例第9条の助成費の返還に関する事務4. 伊勢原市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則第6条の医療証の申請事項の変更届の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務5. 伊勢原市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則第7条の医療証の再交付の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務6. 伊勢原市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則第11条の医療費の支給申請の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務7. 伊勢原市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則第12条の医療費の支給決定に関する事務8. 伊勢原市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則第13条の未支給助成金の処理等に関する事務9. 伊勢原市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則第14条の受給資格喪失の通知に関する事務
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1. MICJET番号連携サーバー2. 庁内基本情報連携システム3. 個人住民税システム4. 障害者福祉システム(MCWEL)
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者福祉情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第2項・伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年10月6日伊勢原市条例第26号)別表第1の4の項【神奈川県独自条例】・番号法に基づく個人番号の利用範囲を定める条例別表第1の1の項・番号法に基づく個人番号の利用範囲を定める条例施行規則別表第1の1の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 障がい福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊勢原市 総務部 文書法制課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 Tel.0463-94-4867
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊勢原市 保健福祉部 障がい福祉課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 Tel.0463-94-4721
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務において横断的な「伊勢原市特定個人情報に関する安全措置」を定め、番号連携情報照会や住基ネット照会のシステムの利用は、事務取扱担当名簿に登録がある者に限定している。また、事務取扱担当者及び保護管理者等は、最低年1回の研修の受講を必須としている。 マイナンバーの紐付けについては、氏名や生年月日などの情報と併せて確認することを基本とした上で、複数人で確認を行った上で紐付けを行いその確認記録を残すこととしている。 また、マイナンバーの確認から紐づけまでの事務はマニュアル化し、人為的ミスに対し対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務において横断的な「伊勢原市特定個人情報に関する安全措置」を定め、番号連携情報照会や住基ネット照会のシステムの利用は、事務取扱担当名簿に登録がある者に限定している。また、事務取扱担当者及び保護管理者等は、最低年1回の研修の受講を必須としている。併せて、情報セキュリティ監査計画に則した年に1回以上の情報資産に対する自己点検を実施し、適切に特定個人情報が管理されることを確認している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月27日	I-3. 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 項番8,12,34,47,84,101 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第74条 ・伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年10月6日伊勢原市条例第26号)別表第1の4の項 【神奈川県独自条例】 ・番号法に基づく個人番号の利用範囲を定める条例別表第1の1の項 ・番号法に基づく個人番号の利用範囲を定める条例施行規則別表第1の1の項 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第2項 ・伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年10月6日伊勢原市条例第26号)別表第1の4の項 【神奈川県独自条例】 ・番号法に基づく個人番号の利用範囲を定める条例別表第1の1の項 ・番号法に基づく個人番号の利用範囲を定める条例施行規則別表第1の1の項 	事後	
令和6年12月27日	I-4. ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第9号 <情報照会> ・番号法別表第二 10,11,12,20,53,67,108,109,110,121 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4 <情報提供> ・番号法別表第二 8,10,11,16,19,20,53,56の2,57,87,108,116 	番号法第19条第9号	事後	
令和6年12月27日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年6月9日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年12月27日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年6月9日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年12月27日	IV リスク対策	—	様式変更による追加	事後	